

特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告」(H22.3.24) 抜粋

1 特別支援学校教員の専門性

(1) 特別支援学校教員に関する免許制度

- 特別支援学校教員については、幼・小・中・高等学校の教諭の免許状を基礎として特別支援学校教諭免許状を保有することが必要。
- 特別支援学校教諭免許状には五つの教育領域（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）がある。
- ただし、幼・小・中・高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校教諭免許状を保有しなくても特別支援学校の教員になることが可能。

(2) 特別支援学校教員に求められる専門性

- 五つの障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に共通する専門性として、特別支援教育全般に関する基礎的な知識（制度的・社会的背景・動向等）。
- それぞれの障害種別ごとの専門性として、各障害種の幼児児童生徒の心理（発達を含む）・生理・病理に関する一般的な知識・理解や教育課程、指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力。
- 特別支援学校のセンター的機能を果たすために必要な知識や技能（特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、小・中学校に比し、より幅広い専門性が要求される）。

2 小・中学校の担当教員等の専門性

（特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター）

(1) 小・中学校の担当教員等に関する免許制度

- 幼・小・中・高等学校の免許状を保有していれば特別支援学級担任、通級指導担当教員になることが可能（特別の免許状の所持は必要とされていない）。
- ただし、免許状取得に当たっては、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」を学ぶこととされている。
- 特別支援教育コーディネーターについても、その他特別の免許状の所持は必要とされていない。

(2) 小・中学校の担当教員等に求められる専門性

- 特別支援教育全般に関する基礎的知識（制度的・社会的背景・動向等）。
- 障害種ごとの専門性として、担当する障害のある子どもの心理（発達を含む）や障害の生理・病理に関する一般的な知識・理解や教育課程、指導法に関する知識・理解及び実践的指導力。
- 小・中学校の特別支援教育コーディネーターについて、勤務する学校の特別支援教

育を総合的にコーディネートするために必要な知識や技能。

3 小・中学校等の通常の学級の担任の専門性

(1) 小・中学校等の教員に関する免許制度

- 学校教育法上は、幼・小・中・高等学校においても特別支援教育を行う旨規定されているが、教員免許については、特別支援学級担任等と同様、幼・小・中・高等学校の免許状の保有で足り、その他の免許状の所持は必要とされていない。
- 幼・小・中・高等学校の免許取得に係る教職に関する科目における特別支援教育の内容としては、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」において、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」を学ぶこととされている。

(2) 小・中学校等の通常の学級担任に求められる専門性

- 特別支援教育に関する基礎的知識（障害特性、障害に配慮した指導、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用等）。
- 教育基礎理論の一環として、障害種ごとの専門性（障害のある幼児児童生徒の心理・生理・病理、教育課程、指導法）に係る基礎的知識。